令和元年12月5日衆議院原子力問題調査特別委員会
アドバイザリーボード会員 石橋哲 提出資料

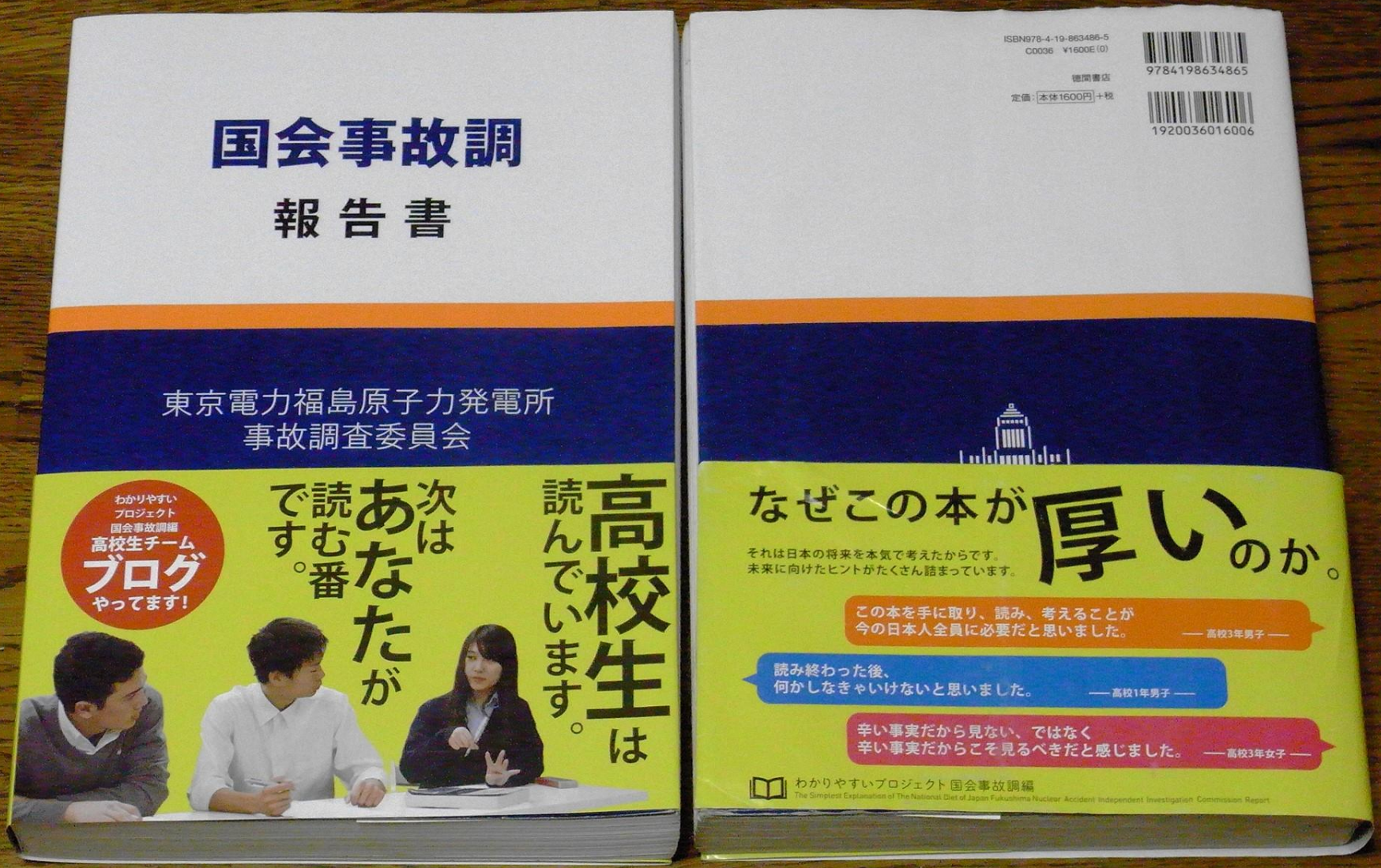

「実施計画」と「進捗状況の国民への公表」

【提言の実現に向けて】

- ここに示した７つの提言は、当委員会が国会から付託された使命を受けて調査・作成した本報告書の最も基本的で重要なことを反映したものである。

- したがって当委員会は、**国会に対し**

  - この**提言の実現に向けた「実施計画」**を速やかに策定し、
  - その**「進捗の状況を国民に公表」**すること

を期待する。

出典：平成24年7月5日　国会事故調報告書

三権分立

■ **日本国憲法は、国会、内閣、裁判所の三つの独立した機関が相互に抑制し合い、バランスを保つことにより、権力の濫用を防ぎ、国民の権利と自由を保障する「三権分立」の原則を定めています。**

衆議院ホームページ。2019年12月3日確認。
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/kokkai/kokkai_sankenbunritsu.htm

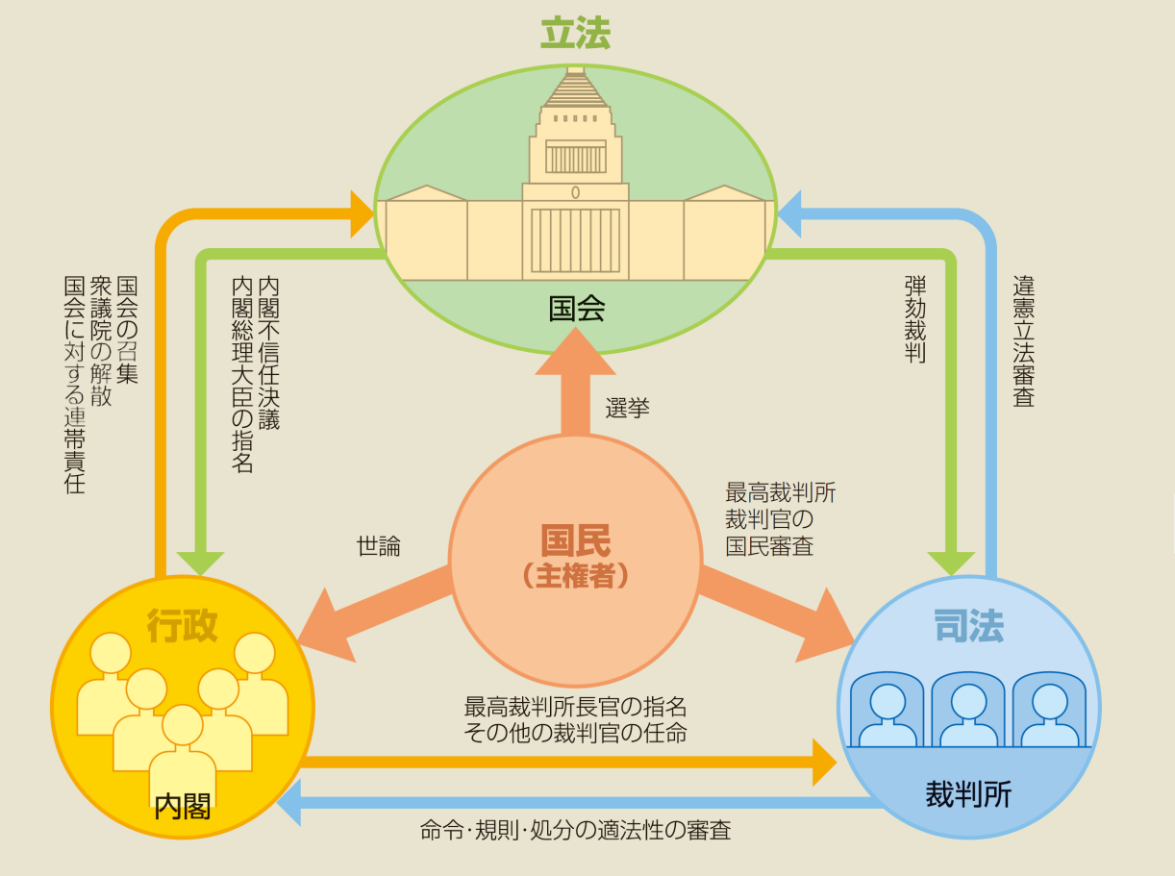

国会事故調報告　結論と提言

【問題解決に向けて】

本事故の根源的原因は「人災」であるが、この「人災」を特定個人の過ちとして処理してしまう限り、問題の本質の解決策とはならず、失った国民の信頼回復は実現できない。これらの背後にあるのは、自らの行動を正当化し、責任回避を最優先に記録を残さない不透明な組織、制度、さらにはそれらを許容する法的な枠組みであった。また関係者に共通していたのは、およそ原子力を扱う者に許されない無知と慢心であり、世界の潮流を無視し、国民の安全を最優先とせず、組織の利益を最優先とする組織依存のマインドセット（思いこみ、常識）であった。

当委員会は、事故原因を個々人の資質、能力の問題に帰結させるのではなく、規制される側とする側の「逆転関係」を形成した真因である「組織的、制度的問題」がこのような「人災」を引き起こしたと考える。この根本原因の解決なくして、単に人を入れ替え、あるいは組織の名称を変えるだけでは、再発防止は不可能である

出典：平成24年7月5日　国会事故調報告書

透明性の確保

公開性の担保

７つの提言の構造

【提言１：規制当局に対する国会の監視】

国民の健康と安全を守るために、規制当局を監視する目的で、国会に原子力に係る問題に関する常設の委員会等を設置する。

1. この委員会は、規制当局からの説明聴取や利害関係者又は学識経験者等からの意見聴取、その他の調査を恒常的に行う。
2. この委員会は、最新の知見を持って安全問題に対応できるよう、事業者、行政機関から独立した、グローバルな視点を持った専門家からなる諮問機関を設ける。
3. **この委員会は、今回の事故検証で発見された多くの問題に関し、その実施・改善状況について、継続的な監視活動を行う（「国会による継続監視が必要な事項」として添付）。**
4. **この委員会はこの事故調査報告について、今後の政府による履行状況を監視し、定期的に報告を求める。**

国会による実行

国会による行政監視

提言２：政府の危機管理体制の見直し

提言３：被災住民に対する政府の対応

提言４：電気事業者の監視

提言５：新しい規制組織の要件

国会による立法手当

提言６：原子力法規制の見直し

提言７：独立調査委員会の活用

未解明部分の事故原因の究明、事故の収束に向けたプロセス、被害の拡大防止、本報告で今回は扱わなかった廃炉の道筋や、使用済み核燃料問題等・・・について調査審議するために、国会に、原子力事業者及び行政機関から独立した、民間中心の専門家からなる第三者機関を設置する。

【国会事故調で扱わなかった事項】

【当委員会で扱わなかった事項】

設置に際し、委員会法10条各号により我々に課せられた課題解決を最優先とするため、以下の点については、今回の調査の対象外とした。

1. 日本の今後のエネルギー政策に関する事項（原子力発電の推進あるいは廃止も含めて）
2. 使用済み核燃料処理・処分等に関する事項
3. 原子炉の実地検証を必要とする事項で、当面線量が高くて実施ができない施設の検証に関する事項
4. 個々の賠償、除染などの事故処理費用に関する事項
5. 事故処理費用の負担が事業者の支払い能力を超える場合の責任の所在に関する事項
6. 原子力発電所事業に対する投資家、株式市場の事故防止につながるガバナンス機能に関する事項
7. 個々の原子力発電所の再稼働に関する事項
8. 政策・制度について通常行政府が行うべき具体的な設計に関する事項
9. 事故後の原子炉の状況の把握及び廃炉のプロセスに関する事項、発電所周辺地域の再生に関する事項
10. その他、委員の合意によって範囲外と決めた事項等

出典：平成24年7月5日　国会事故調報告書

「実施計画」と「進捗状況の国民への公表」

【提言の実現に向けて】

- ここに示した７つの提言は、当委員会が国会から付託された使命を受けて調査・作成した本報告書の最も基本的で重要なことを反映したものである。

- したがって当委員会は、**国会に対し**

  - この**提言の実現に向けた「実施計画」**を速やかに策定し、
  - その**「進捗の状況を国民に公表」**すること

を期待する。

出典：平成24年7月5日　国会事故調報告書